

高収益農業を目指す担い手の皆さんへ！

～高収益で効率良い農業を実現するための農地の区画整理が行えます～

農地中間管理機構関連農地整備事業

○事業の目的

担い手への農地集積、集約する計画や畑作物の作付け計画がある地域において、農作業効率化のための区画整理を県が実施します。

○事業の概要

- 【事業主体】 県
- 【事業内容】 区画整理、農用地造成、農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水等

【採択要件】

- ・ 受益面積10ha以上（中山間地域等は5ha以上）
- ・ 事業対象農地すべてについて、農地中間管理権が設置されていること
- ・ 農地中間管理権の設定期間が、事業計画の公告日から15年間以上であること
- ・ 事業対象農地の8割を事業完了後5年以内に担い手へ集団化されること
- ・ 事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内（果樹は10年以内）に20%以上向上すること
- ・ さが園芸888運動園芸団地構想における整備計画に定めていること。

- 【補助率】 国62.5%、県25.0%（27.5%）、市町12.5%（10.0%）
※（ ）は、5法指定地域等の補助率

